

第1章

ラオスの労働問題

ラオス計画投資大臣 特別顧問
ラオスビジネス商業大学 学長
鈴木 基義

1. AEC 発足

2015年12月31日の大晦日に、アセアン経済共同体（ASEAN Economic Community---AEC）が発足し、2016年の幕が切って落とされた。AECが注目を浴びる最大の理由は、域内の貿易品に対し輸入関税が撤廃されるからだ。「物品貿易に関する基本的協定」（ASEAN Trade in Goods Agreement ---ATIGA）は、AECによる物品の自由な移動を実現するための礎となる協定である。

ラオスがアセアンから物品を輸入する場合、輸出企業であれば、材料・部品の輸入関税はAEC以前から免税となっているので、AECの前後で大きな差異はない。ただし、ラオスからタイ等AEC加盟国へ加工して輸出する場合、あらかじめ原産地証明（フォームD）を取得し、貨物に添付する必要がある。フォームDを取得しない輸出品については、タイ政府が輸入関税や付加価値税を免税扱いにしないので注意が必要である（鈴木[2016b]）。

再輸出をしない物品の輸入については、AECによる関税撤廃は、ラオス国内の消費者の効用を高める大きな効果をもつべきであろう。たとえば自動車の輸入についてみてみよう。トラックやバスを含む自動車やバイクの輸入関税をAECが発足した2015年12月31日に撤廃したことから、AECが進める「域内の関税撤廃」「貿易の円滑化」「投資の自由化」等の措置が進んでいることは確かだ。しかしここにAECの落とし穴があることを指摘したい。輸入関税の引き下げ・撤廃措置は関税収入の減少に直結する。ラオスでは、車種ごとに税率は異なるが、自動車の輸入に高率の輸入関税を付加していたが、AEC発足に合わせ、自動車の輸入関税を完全に撤廃した。しかし輸入価格の付加価値税10%と、税率が商品によって異なる物品税が課税されるために、輸入価格はAEC発足前と余り変わらなくなる。経済発展の初期段階にあるラオスのような税制基盤の脆弱な国は、関税収入の減少を、物品税や付加価値税のような「隠れ輸入関税」によって補填するしかないのである。つまり輸入関税の撤廃だけでは意味がない。AECの実効性を確かなものにしていくためには、輸入時点のすべての税金の合計を限りなくゼロに近づけていく努力と方策が必要となる。結局のところ、関税収入の減少分をどのように補填することができるかという各国の財政事情、すなわち国内問題がAECの成否を左右することになる。

外国人労働に関してみると、タイの景気がやや下降気味であるとはいえ、1日300バーツの最低賃金がさらに引き上げられるとの観測が流れるなかで、労働集約産業や建設産業、家政婦業では、外国人労働の存在感が益々高まっている。筆者との面談のなかで、タイ労働省幹部は、タイにおける不法外国人労働者数は、ミャンマー人230万人、カンボジア人130万人、ラオス人50万人を超えると推計していた。AECを牽引すべきタイが、未熟練労働の移動を禁じているAECの規則を平然と破っているのが現状である。

その上、タイはカンボジアとラオスとミャンマーの国境に計5カ所の経済特区を建設し、隣国から外国人単純労働を受け入れるという政策を打ち出している。越境の外国人労働者を安価に雇用できるよう、全国一律の賃金制度を廃止し、地域ごとに異なる最低賃金制度も模索しているとも言われる。AECの実効性を高めるにはタイに紳士的な規範が求められるのではないか。

しかしより重要なことは、ラオスのなかに雇用機会を増やしていくことだ。タイへの出稼ぎ労働者を帰還させるとともにタイへの出稼ぎを減らしていくためには、ラオス国内に働く場が必要となる。さもないと出稼ぎ労働の流出を食い止めることはできない。

本稿では、第2節において日本の対ラオス投資について概説する。日本からの投資が急増している実態を業種別および地域別に説明する。第3節では、ラオスの労働問題について議論する。ラオスは小人口なので、労働人口も当然少ないという先入観が支配的である。労働者が少ないのであれば労働者の募集も困難を極め、日本企業の進出が進めば、遅からず賃金も高騰するだろうというのが、新聞などに見られる一般的な論調である。筆者は、ラオスで操業する日系製造業25社に対し、労働調査を実施し、労働者不足という定説が正しい議論か検証してみたい。

2. 日本の対ラオス投資状況

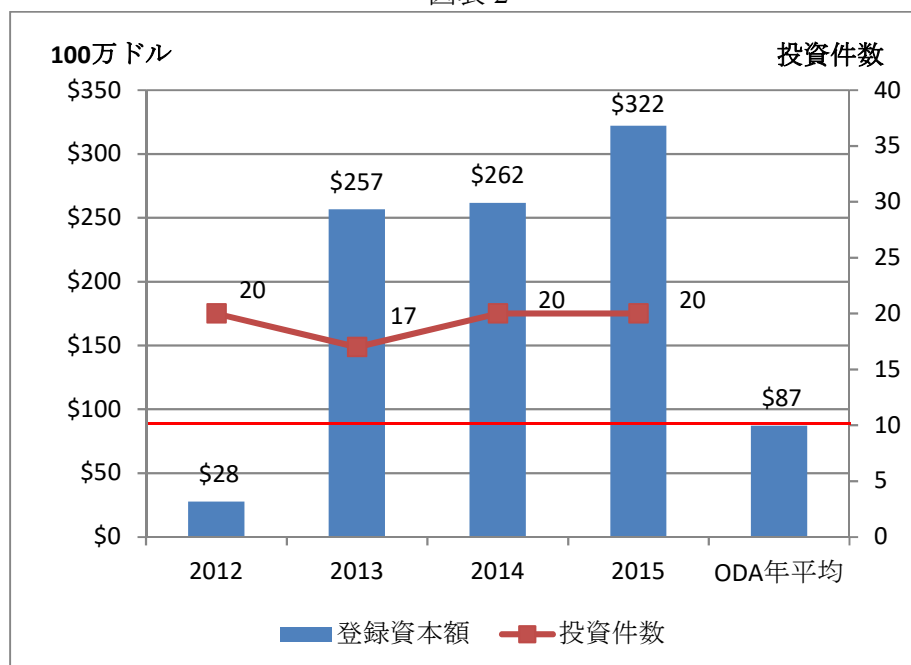
日本の対ラオス投資は、登録資本ベースで 2012 年の 2,768 万ドル(20 件)から 2013 年に 2 億 5,651 万ドル(17 件)、2014 年に 2 億 6,168 万ドル(20 件)、2015 年には 3 億 2,203 万ドル(20 件)¹に増大した(図表 1)。2012 年の 2800 万ドルと比べると 10 倍前後に増大している(図表 2)。

図表 1

	2012	2013	2014	2015
登録資本額	\$ 27,683,000	\$256,510,000	\$261,681,251	\$322,030,000
2012 年と比べた増加率		9.3%	9.5%	11.6%
投資件数	20 件	17 件	20 件	20 件

(出所) 筆者作成

図表 2



(出所) 筆者作成

¹ 件数のなかには、代表事務所や経済投資協力了解覚書 (MOU) や代表事務所ライセンスも含まれる。

一方ラオスに対する日本の援助は、1991年から連続してトップドナーの地位を占めてきた。日本の援助は円ベースで公表されるので、ドルに換算する必要がある。対ドル為替レートは年平均を使い、2010年から2014年までの過去5年間の日本のODA（=無償資金協力+技術協力）をドル換算すると、年平均8,716万ドルとなる。注目すべきは2012年まで日本からの公的資金の流れが日本の民間資本の流れを大幅に上回っていたのが、2013年以降、民間投資が日本のODAを大幅に上回るように増大したことであり（図表3）。ラオスにおいても民間の時代が到来したのかと言えそうであるが、まだまだインフラも未整備であり、財政資金の余裕のないラオスでは十分な公共投資を行うことができない現状では、外国から援助が引き続き重要な存在として位置づけられている。

図表3 日本の対ラオス無償資金協力と技術協力

年度	無償資金協力 (億円)	技術協力 (億円)	合計 (億円)	年平均為替レート (\$1=円)	合計 (\$)
2010	31.11	30.69	61.8	87.8	70,403,361
2011	41.75	38.64	80.4	79.8	100,730,512
2012	47.06	36.11	83.2	79.8	104,235,467
2013	62.11	34.4	96.5	97.6	98,887,553
2014	35.44	29.76	65.2	105.9	61,541,482
平均			77.4	90.2	87,159,675

(出所) 筆者作成

業種別に2015年の日本の投資を見ると、製造業が5件(25%)、サービス業6件(30%)、農林業3件(15%)、銀行・金融3件(15%)、建設2件(10%)、通信1件(5%)の計20件であった。2014年と比べて、製造業が15ポイント減少する一方、サービス業が2倍の件数に達した(図表4)。

日本の対ラオス投資を業種別に見ると、まず製造業では、2015年1月にVITAパーク経済特区（(Vientiane International Trade Area Special Economic Zone---SEZ)にキャスター製造のシンク、4月にパクセー・ジャパン中小企業専用経済特区に皮製財布を生産するナダヤラオと5月に自動車用ワイヤーハーネスを生産するダイワラオにライセンスが交付された。サワン・ジャパン経済特区には、10月にコネクタを生産するCiviLux、11月にプラスチック・ワイヤーを生産する木谷電気にライセンスが交付された。

サービス業では、2月に首都ヴィエンチャンにVillaホテルやLARCOホテル、5月にサワン・セノ経済特区のゾーンB1にいずれの自動車修理工場、11月には、首都ヴィエンチャンのリンピンマーケットに栃木のイチゴを卸すラオジャパンマーケティングにビジネスライセンスが交付された。

農林業では、4月にヴィエンチャン県の北浦肥料、パクセー・ジャパン中小企業専用経済特区にジャパンフラワーズ(11月)と水鳥(12月)にライセンスが交付された。工場の建設には至っていないが、ジャパンフラワーズは冷凍食品の素材の一次加工(塩漬け)を行い日本へ輸出することを計画している。水鳥は椎茸を栽培し乾燥させて輸出する予定である。

銀行・金融業では、2月に自動車やバイクの割賦販売を行うラオアセアンリーシング(LARCO)、5月にホンダの原付バイクやクボタの農業用機械の割賦販売を行うGLリーシング(ラオ)(いずれも首都ヴィエンチャン)にビジネスライセンスが交付された。11月には三菱東京UFJ銀行・アユタヤ銀行が計画投資省と経済投資協力の覚書(Memorandum of Understanding---MOU)を締結した。2014年2月に三菱東京UFJ銀行はラオス計画投資省(MPI)との間で経済協力MOUを締結していたが、同年12月に約6400億円でアユタヤ銀行をTOBによる買収が成立したことを受けて改めてMOUを締結したものである。

建設では、サワン＝セノ経済特区のラオ西松建設にビジネスライセンスが交付された。建設分野は規制緩和により外国資本の資本占有率が49%まで認められるようになった。

図表4 日本の対ラオス外国直接投資：業種別

業種	2012年		2013年		2014年		2015年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
製造業	8	40.0	4	23.5	8	40.0	5	25.0
サービス	4	20.0	6	35.3	3	15.0	6	30.0
農林業	6	30.0	3	17.6	2	10.0	3	15.0
輸送	1	5.0	1	5.9	1	5.0		
銀行・金融	1	5.0	2	11.8	5	25.0	3	15.0
水力発電			1	5.9	1	5.0		
建設							2	10.0
通信							1	5.0
合計	20	100.0	17	100.0	20	100.0	20	100.0

(出所) 筆者作成

2015年の日本の対ラオス投資を地域別に見ると、首都ヴィエンチャンとサワンナケート県、チャンパサック県に集中している。そのうち全体の55%が首都ヴィエンチャンに集中している。サービス業の6件中5件が(約8割)が首都ヴィエンチャンに進出している。サワンナケート県とチャンパサック県への日本の投資はすべて経済特区に行われている(図表5)。

図表5 日本の対ラオス外国直接投資：地域別

県名	2012年		2013年		2014年		2015年	
	投資件数	%	投資件数	%	投資件数	%	投資件数	%
首都ヴィエンチャン	10	50.0	9	52.9	13	65.0	11	55.0
サワンナケート県	3	15.0	3	17.6	5	25.0	5	25.0
チャンパサック県	3	15.0	2	11.8	1	5.0	4	20.0
シェンクワン県	1	5.0	1	5.9	1	5.0		
カムアン県	1	5.0	1	5.9				
ヴィエンチャン県	1	5.0						
ボリカムサイ県	1	5.0						
ボケオ県			1	5.9				
合計	20	100.0	17	100.0	20	100.0	20	100.0

(出所) 筆者作成

3. 労働調査

ラオスの人口は少ないので、労働人口も当然少ないから、労働者の募集も簡単にはいかず、やがて賃金も高騰するだろうというのが、新聞などに見られる一般的な論調である。ラオスでは30社の日系製造業が操業しているが、そのうちの25社(=83パーセント)に対し、労働調査を実施し、労働者不足という定説が正しい議論か検証してみた。

調査対象となった工場の地理的内訳は、(1)特区外12社と、(2)特区内13社の計25社である。(1)の特区外の会社は、首都ヴィエンチャン内の一般の土地で操業する11社とサワンナケートの一般の土地1社の計12社である。(2)経済特区内で操業する会社は、①VITAパークの2社、②サワンナケート県のサワン＝セノ経済特区で操業する6社(ゾーンB:2社、ゾーンC:3社、ゾーンD:1社)、③パクサー・ジャパン中小企業専用経済特区で操業する5社の計13社である。

3.1. 労働者数

まず基本情報として、第 1 社～第 25 社のワーカー数の規模で分類した会社数を、図表 6 に示す。1000 人以上のワーカーを雇用する工場は 1 社のみで、この会社は一眼レフを組み立てる第 15 社（図表 8）で 1500 人を雇用していた。500 人以上 999 人以下の工場は 4 社、300 人以上 499 人以下の会社は 6 社、100 人以上 299 人以下の工場は 7 社、100 人以下の工場は 7 社であった。300 人以下の工場は、全体の 56% を占める。

図表 6 日系製造業 25 社のワーカー数から見た規模

ワーカー数	会社数	%
1000 人以上	1 社	4.0%
500～999 人	4 社	16.0%
300～499 人	6 社	24.0%
100～299 人	7 社	28.0%
100 以下	7 社	28.0%
合 計	25 社	100.0%

（出所）筆者作成

3.2. 雇用総数

25 社が雇用しているワーカー数は合計で 8,000 人であった（図表 7）。VITA パーク経済特区の 2 社が合計 504 人、サワン=セノ経済特区で操業する 6 社が合計 2,924 人、パクセー・ジャパン中小企業専用経済特区の 5 社が合計 469 人を雇用している。3 つの経済特区で雇用されるワーカー数は、3,897 人である一方、首都ヴィエンチャン・ヴィエンチャン県とサワンナケート県の経済特区ではない一般の土地で操業する 12 社が 4,103 人を雇用している。このように 2015 年現在では、経済特区の圏外で操業する日系企業が雇用するワーカー数は、経済特区内の日系企業が雇用するワーカー数よりも多い。その理由は、図表 8 で明らかなように、経済特区に日系企業が進出するようになったのは、2012 年からである。主にヴィエンチャンで操業する縫製などの日系企業が進出したときには、経済特区の整備が進んでおらず、経済特区には進出したくても進出できなかった事情がある。

図表 7 日系製造業の立地とワーカー数

立 地	会社数	雇用数	平均	
			ワーカー数/社	ワーカー数/社
VITA パーク SEZ	2 社	504 人	252 人	
Savan=セノ SEZ	6 社	2,924 人	487 人	特区：278 人
パクセー・ジャパン SME SEZ	5 社	469 人	94 人	
一般の土地	12 社	4,103 人	342 人	特区外：342 人
合計	25 社	8,000 人	320 人	320 人

（出所）筆者作成

3.3. 平均ワーカー数

25 社のワーカー数の平均は 1 社当たり 320 人であった。立地別にみると、サワン=セノ経済特区の平均ワーカー数は 487 人と一番多く、VITA パーク SEZ の 252 人と比べ 1.9 倍の水準となった。パクセー・ジャパン SME 専用経済特区は中小企業専用の経済特区のため、1 社平均 94 名で、100 人を下回っていた。民間の土地で操業する 12 社は 1 社当たり 342 人を雇用していた。全 25 社の総ワーカー数は 8,000 人であった。日系の製造業がラオスで 8,000 人の雇用を創出しているという事実は、雇用機会の少ないラオスでは尊いことである。

3.4. 各社の雇用状況とワーカーの募集

これらの 25 社に対し、工場が設立され操業が開始された年から最新年までの労働者数を調べたものを、図表 8 に示す。

調査の結果、募集をかけても労働者が集まらないと答えた工場は一社もなかったことは注目に値する。ラオスでは新聞を読んでいる労働者は余りいないため、最も一般的募集方法は社員による口コミであり、この方法が一番効果的であると、日本人工場長は口をそろえる。ワーカーに募集を開始していることを伝え、翌日には工場に村人が面接に訪れる。第 24 社の場合、ラオス人スタッフがフェイスブックを通じて募集を知らせると、翌日 10~15 人位が面接に訪れるという。工場の門に募集の張り紙をする会社も少なくはない。また近隣の村の市場に張り紙をしたり、テナントの店主に募集を知らせると、翌日には村人が面接に来るといふ。ラオスでは口コミが効果的であるということは、工場に対するワーカーの不満もまたたやすく口コミで村落社会に流れ、工場の評判がたちまち落ちる恐れがあることと同義である。実際に工場の悪評が立ち、最も近隣の村からワーカーが一人も集まらなくなった事例がある。第 14 社は、操業間もないため現在 74 名のみが就業しているが、募集に問題はなかった。しかし 2017 年には 700 人体制の工場を操業する計画を前に、同社社長は 300 人を超える頃から募集が少しずつ難しくなるのではないかと漠然とした危惧をもっている。第 16 社はワーカーの確保に問題はないものの、機械・電気の知識をもつ経験者・技術者の採用には苦勞をしているとのことであった。専門知識や技術を有する人材の確保が難しい状況は当面続くものと思われる。第 17 社の募集は 2015 年の場合、5 月と 11 月の 2 回行ったが、全く問題なく採用できている。第 19 社は合弁パートナーが人材派遣会社を営むので、募集には直接関与していない。この人材派遣会社は、第 15 社の募集も担っており、募集に困難な問題は全く発生していないと回答している。

3.5. 需要減に対応したワーカーの削減

図表 8 から明らかなように、設立時には少ないワーカー数からスタートするのがすべての工場に共通した雇用戦略である。その後、次第に雇用数を増大させていく過程をたどるのが、確認された一般的な傾向である。しかしワーカー数を削減している工場もいくつか見られる。第 1 社は 1999 年に 38 人でスタートし、2010 年に 741 人まで増大を遂げるが、その後次第に雇用を削減し、2015 年には 377 人と半減するまでに至る。同社は、デジタルカメラやインスタントカメラに搭載するフラッシュのトリガーコイルを生産する会社であるが、近年、デジタルカメラはスマートフォンに押され、需要が縮小した煽りを受けている。スマートフォンに使用されるフラッシュはデジタルカメラのそれとは技術的に異なるため、スマートフォンに搭載できるフラッシュを生産するための技術革新を進めている。第 2 社は、大阪に本社をもつ靴を生産する会社で、ヴィエンチャンに 3 工場を操業する。2004 年に 80 人のワーカーでスタートし、2008 年に 450 人にまで増大したが、その後削減の一途を辿り、2015 年には創業時に近い 100 人まで減少した。ワーカー削減の理由は、日本での需要の減少に合わせた生産調整をした結果となった。第 12 社は、新しい機械を導入したので、人員削減をおこなった。25 社すべてにおいて、季節変動ではないワーカー数の減少は、おおむね需要減・販売減に伴う会社都合による削減であって、労働側の問題ではなかった。また経済特区においても非経済特区においてもストライキの発生は皆無であった点は、周辺諸国のタイやカンボジアと比べて労働環境の健全性を示すものである、ラオスの投資環境の優位性をもっとアピールしていくべきであると筆者は思料する。

3.6. 離職率

25 社における工場労働者の離職率（＝月当たり退職者/その月の工場労働者総数）は、月当たり 0~10%であった。0%の意味は、一人も辞めない月があるという意味である。しかし 3 か月以内でやめていく人を離職率に含めないとすれば、工場の離職率は月 4~5%程度に下がる。タイや中国の縫製産業の月間離職率 40%程度と比べると、ラオスの離職率は低いと言ってよい。しかし工場を運営する管理者側の立場を察すれば、会社が訓練を与えたワーカーが辞めていくのは一人であっても耐えられないに違いないと共感できる。

図表 8 在ラオス日系製造業のワーカー数の推移

立地	会社番号	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
一般の 土地	1	38	112	190	233	297	351	317	691	641	593	560	741	529	369	397	496	377	
	2						80	200	300	400	450	350	300	300	280	250	200	100	
	3										N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	385	365	365	
	4										90	150	180	200	251	332	321	425	
	5												200	400	400	420	420	400	
	6											102	176	321	479	324	591	691	890
	7													229	333	471	532	569	594
	8													15	25	48	67	83	92
	9														180	330	350	360	480
	10																		20
	11																	536	270
経済特区	サワンナ ケート	12							N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	114	90	
	VITA パーク	13													60	310	450	430	
	14																0	74	
	ゾーン B: サワン・ ジャパン	15														400	1100	1300	
	16																81	101	
	ゾーン C: サワン パーク	17														4	323	264	
	18																1	54	
	19															50	380	650	
	ゾーン D	20																706	555
	21														35	185	180	129	
	パクセー・ ジャパン SME	22														40	120	180	
	23																	50	50
	24																	40	80
	25																	15	30

(出所) 筆者作成

3 か月以上勤務したワーカーは 1 年間はやめない傾向があるというのも工場に共通した認識が見られた。生まれて初めて工場で働く人が大半であることを前提にしてみれば、仕事の内容をある程度理解し、仕事の内容が自分と合わないとは認識できるまでに、3 か月かかるという。賃金や待遇に満足できないワーカーや工場内の友人もできず疎外感を味わうワーカーは、3 か月以内に離職する傾向があるという。したがって仕事の適性がわかるまでの 3 か月は、離職もやむなしとある意味開き直れば、離職率の問題は違った次元から観察できるようになるはずだ。換言すれば、3 か月以上勤務したワーカーが離職しないように、注意深くケアする必要があるということである。仮に 3 か月以上勤務したワーカーが離職した場合、しっかりと離職理由を聴取することが、工場の管理運営にとって非常に重要な示唆を与えるに違いない。本来なら彼らは 1 年間は勤務を継続するワーカーであるからだ。

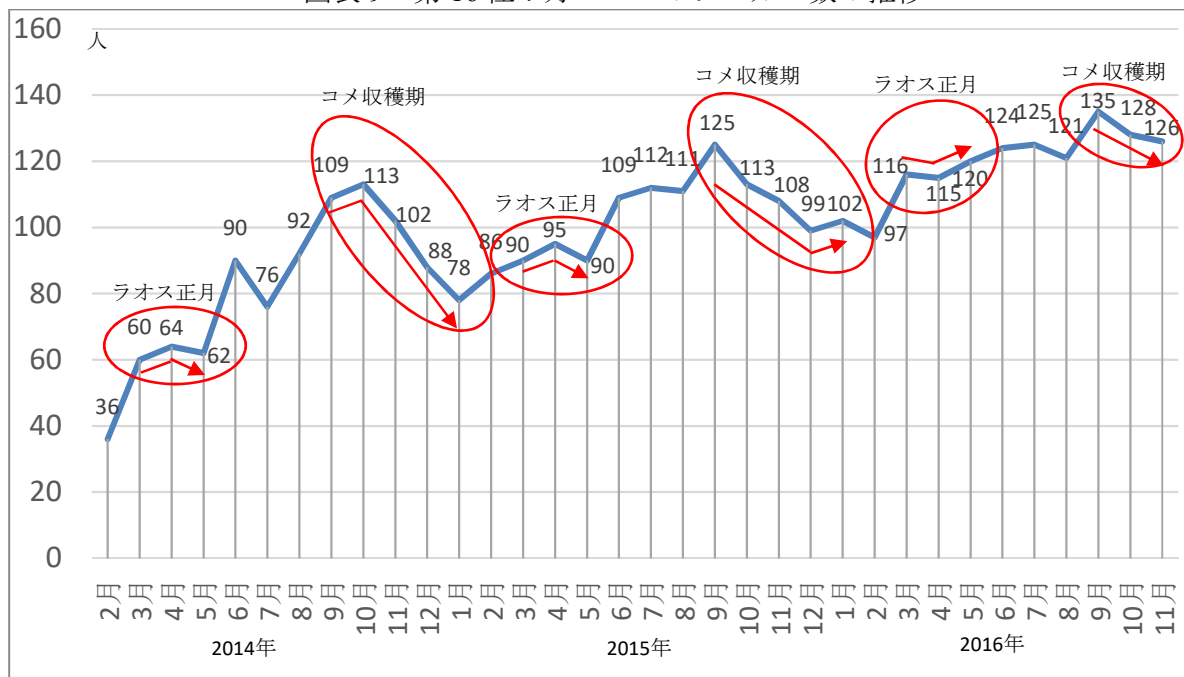
パクセー・ジャパン 中小企業専用経済特区で操業する第 23 社は、1 年間で離職者はわずか 5 名にすぎなかった。月当たり換算すると 1.4% と低い離職率となる。第 24 社は、2016 年 1 月の離職率が 3.8% (=3 人/80 人)、2 月の離職率が 1.3% (=1 人/80 人) と、非常に低い離職率であった。パクセー・ジャパン SME 専用経済特区では、入居企業のすべてが同一賃金・手当という大原則のもとで操業しているため、企業間賃金格差が存在せずワーカーの移動が起こりにくいことが、この低い離職率により実証されていると言えよう。

3.7. ワーカー数の季節変動

ラオスの暦は仏暦のため、お正月は 4 月に祝われる。またコメの収穫は早生種なら 10 月に、中生種なら 11 月に、晩生種なら 12 月に行われる。これは、収穫期に必要な労働量を一時期に集中させないための農民の知恵だ。このラオス正月とコメの収穫期が、ラオスの日系企業で働くワーカーの離職のタイミングに影響を及ぼしていると言われている。

サワン＝セノ経済特区で操業する第 16 社の月ベースのワーカー数の推移を、図表 9 に示す。同社は、2014 年 2 月に工場の操業を開始した。同年 3 月の 60 人から 4 月のラオス正月には 64 人に増加したのち、5 月には 62 人にわずかではあるが 2 人減少した。この時はラオス正月の影響はないと判断できる。コメ収穫期の 1 か月前の 9 月のワーカー数は 109 人であったが、10 月には 113 人に 4 人増加したのち、11 月に 102 人に、12 月には 88 人に減少した。

図表 9 第 16 社：月ベースのワーカー数の推移



(出所) 筆者作成

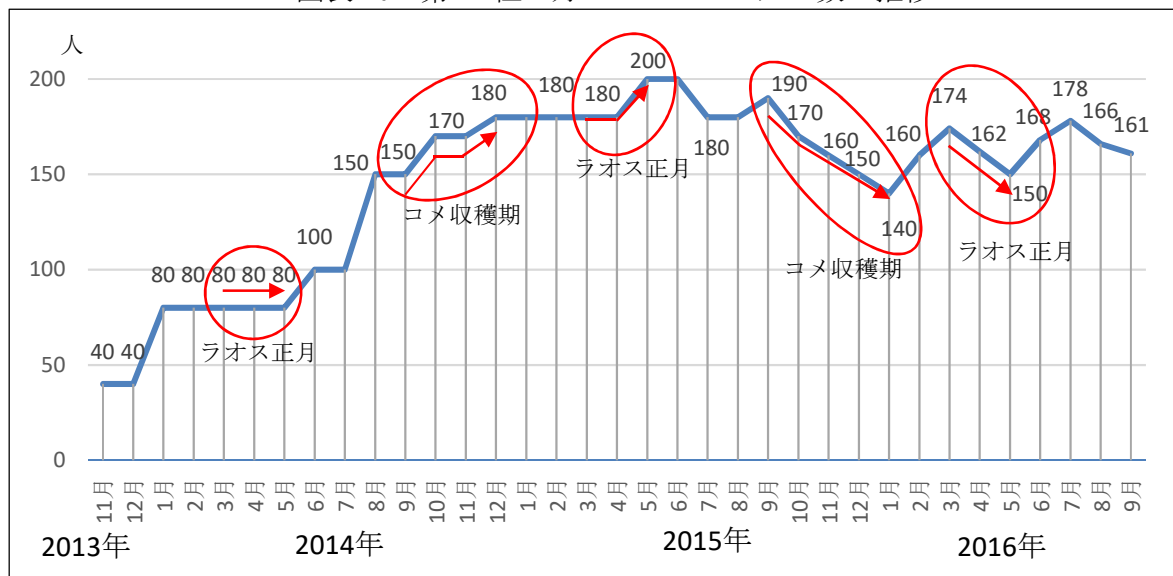
収穫期が終了した 1 月にもワーカー数は減少し、78 人となった。2014 年のコメ収穫期はワーカーの離職に影響を及ぼしていると言える。2015 年のラオス正月は、3 月の 90 人から 4 月には 95 人に 5 人増加し、正月の明けた 4 月に 90 人へ前月比、正月前の 3 月の水準に戻った。このことからラオス正月と離職との相関関係がほとんどないと判断できる。2015 年のコメの収穫期では、収穫の始まる 1 か月前の 9 月の 125 人から、10 月の早生種の収穫には 113 人へ、11 月に 108 人、12 月に 99 人まで、26 人減少した。コメの収穫期にワーカーは離職すると言える。2016 年では、ラオス正月の前月の 3 月の 116 人から 4 月には 115 人へ 1 名減少し、5 月には 120 人に増加している。ラオス正月は離職に影響を与えているとは思われない。2016 年の収穫の始まる 1 か月前の 9 月の 135 人から 10 月の早生種の収穫には 128 人へ、そして 11 月には 126 人へ、3 か月で 9 人減少した。

以上をまとめると、第 16 社の場合、ラオス正月とワーカーの離職にはほとんど相関がみられない。一方、コメ収穫期はワーカーの離職行動に影響を及ぼしていると言える。

しかしラオスの正月明けやコメの収穫明けは、ほとんどの月において雇用数が増加している点も見落とせない。

パクセー・ジャパン中小企業専用経済特区で操業する第 22 社の月ベースのワーカー数の推移を、図表 10 に示す。同社は、2013 年 11 月に工場の操業を開始した。2014 年のラオス正月の前月の 3 月から 4 月の正月を経て 5 月までワーカー数は 80 人のまま推移した。ラオス正月の影響は全くないと判断できる。コメ収穫期の 1 か月前の 9 月のワーカー数は 150 人であったが、10 月と 11 月にそれぞれ 170 人、12 月に 180 人へと 10 人増加したのち、収穫期が終了した 1 月も 180 人を維持した。農村が働き手を必要とするコメ収穫期においても、工場のワーカーの離職に影響を全く及ぼしていない。2015 年ラオス正月では、前月の 3 月のワーカー数は 180 人であったが、正月の 4 月も同数を維持し、正月の明けた 5 月に 200 人へ 20 人増加した。2015 年のラオス正月と離職は相関関係がないと判断できる。2015 年のコメの収穫期では、収穫の始まる 1 か月前の 9 月に 190 人から 10 月の早生種の収穫には 170 人へ、11 月に 160 人、12 月に 150 人へと 4 か月間に 40 人も減少した。コメの収穫期とワーカーの離職は相関があると言える。2016 年では、ラオス正月の前月の 3 月の 174 人から 4 月には 162 へ 12 人減少し、5 月には 150 人にさらに 12 人減少した。ラオス正月は離職への影響があると言える。以上をまとめると、第 22 社の場合、2014 年のラオス正月とコメ収穫期、ならびに 2015 年のラオス正月においては、ワーカーの離職とは、全く相関がみられないだけでなく、ワーカー数が増加している点に注目したい。一方は、2015 年のコメ収穫期と 2016 年のラオス正月においては、ワーカーの離職行動に影響を及ぼしていると言える。

図表 10 第 22 社の月ベースのワーカー数の推移



(出所) 筆者作成

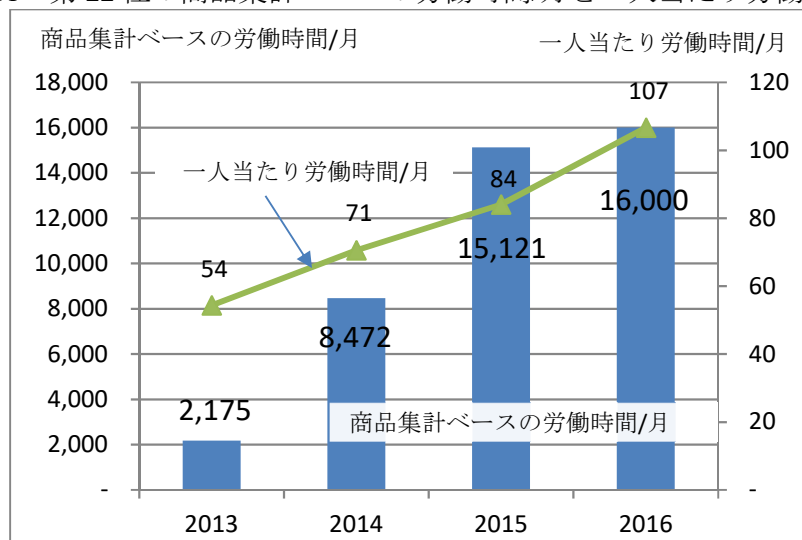
3.8. 労働者の生産性

ラオスで操業する日本人経営者の間では、ラオス人の生産性は中国人の3分の1とかタイ人の2分の1程度などとししばしば言われることがある。ラオス工場が操業を開始した直後は、研修の効果が十分に現場の作業効率に反映されていないので生産性が低いことは容易に想像できる。ラオス工場での労働生産性は、時間の経過とともに向上していくのか、関心が集まる場所である。

パクセー・ジャパン中小企業専用経済特区で操業する第22社は、がんの抗がん剤治療で毛髪を失った患者のかつらを生産する工場である。この工場の特徴は工場独自で生み出された歩合給制が採用されていることにある。たとえばAという製品を完成させると、ワーカーの勤務表に8時間の労働時間が記載される。これを定義労働時間と呼ぼう。しかしワーカーのなかには、定義時間以内で完成できない人もいるだろう。この時同社はラオスの最低賃金をこのワーカーに保証する。仮に定義時間8時間の製品Aを4時間で完成させることができるワーカーには、1日に製品Aを2つ生産することができるので、1日当たり16時間の定義労働時間が加算されていく。仮に毎日製品Aを2つずつ生産することができれば、このワーカーの月給は最低賃金の2倍の水準となる。

第22社の定義労働時間に基づいた商品集計ベースの労働時間/月と一人当たり労働時間/月の推移を、図表11に示す。2013年の定義労働時間に基づいた商品集計ベースの労働時間/月は2,175時間であった。これをワーカー数40人で割ると、一人当たり労働時間/月として54時間が得られる。2014年の商品集計ベースの労働時間/月は8,472時間に増加し、一人当たり労働時間/月もまた71時間に前年比30%も増加した。2015年の商品集計ベースの労働時間/月は15,121時間に増加し、労働生産性を示す一人当たり労働時間/月もまた84時間に前年比24.8%も増加した。2016年には商品集計ベースの労働時間/月は16,000時間に増加すると推定され、一人当たり労働時間/月もまた107時間に前年比42%も増加した。2016年は、生産開始した2013年と比べて商品集計ベースの労働時間/月は7.4倍に、そして労働生産性を示す一人当たり労働時間/月は2倍に増大している。パクセ工場の労働生産性は、すでに同社のタイ工場の労働生産性を凌駕したと、同社社長は胸を張る。縫製業は一般に流れ作業すなわち分業を主とする生産工程で行われる。チームの協力が不可欠だ。一方、かつらの生産は、最初の一本目の植毛から最後の一本の植毛まで一人のワーカーが責任をもって従事する職人的な生産方法がとられる。この生産方式は歩合給制と非常に合致していることが、同社工場の生産性の増大に著しく寄与している。

図表11 第22社の商品集計ベースの労働時間/月と一人当たり労働時間/月



(出所) 筆者作成

しかしそれだけではなく、一人当たり労働時間/月の高位達成者には、特別給の支給や、ラオス正月明けに懇親会を開催し、皆勤賞を与えるタイミングのうまさや、くじ引きの一等賞にはオートバイ、2等賞にはスマートフォンが当たるなどワーカーの離職を抑制し、モチベーションを引き出す工夫も、労働生産性の上昇に寄与していると思料される。

ラオスにパイオニア的に工場進出した勇敢な会社の多くが、賃金上昇に対し弾力性の高い縫製産業であった。これらの会社は、主に経済区が整備できていなかったためにヴィエンチャンの民間の土地（非経済特区）に進出せざるを得なかった。そして事業の拡大により、第2、第3工場を建設した会社が計7社あった。図表8の「一般の土地」に進出した12社のうち4社が第2工場を、そして3社が第3工場まで建設している。このうち靴の生産を行う2社のうち、その1社が第2工場を、もう1社が第3工場を建設している。縫製では、4社のうち2社が第2工場を、1社が第3工場を操業している。第11社はかつらを生産する工場をヴィエンチャンの一般の土地に建設した後、第2工場をサワン・セノ経済特区に建設した（図表12）。ラオスで労働者の募集が困難であるのであれば、このように全12社のうち7社が第2・第3工場まで建設する意思決定をするわけがないのである。

図表12 第2工場と第3工場の建設

	会社番号	製品	第2工場	第3工場
	1	コイル		
	2	靴	第2工場	第3工場
	3	縫製	第2工場	
	4	コイル	第2工場	第3工場
	5	縫製	第2工場	
一般の土地で操業	6	縫製	第2工場	第3工場
	7	靴	第2工場	
	8	医療品		
	9	縫製		
	10	栽培		
	11	かつら	第2工場	
	12	靴下		

(出所) 筆者作成

4. 経済特区による雇用吸収能力の推計

VITAパークは、台湾が出資するLao VITA Development Co., Ltdによって110ヘクタールの面積を開発されている。VITAパークではすでに20社が操業し、26社が予約しており、合計で88ヘクタールが取得されている。残りの22ヘクタールが今後レンタル可能な工場用地となる（図表13）。

サワン＝セノ経済特区は、ゾーンA、B、CおよびDを合わせて1,112ヘクタールの面積をもつ。305ヘクタールのゾーンAのうち50ヘクタールが税関に使用されているため、255ヘクタールがレンタル可能な工場用地として残る。Namtha Road-Bridge Construction Co. Ltdによって開発されている経済特区は、ゾーンBの20ヘクタールとゾーンB1の353ヘクタールを合わせて373ヘクタールの用地からなるが、現在8ヘクタールが工場や物流業者に貸し出されており、残りは365ヘクタールが残る。マレーシアのSavan Pacifica Development Co. Ltd.によって開発が進められるゾーンCこと「サワンパーク経済特区」は、234ヘクタールの用地を有する。操業している工場数34社、建設中1社、予約18社の計53社が88ヘクタールを占拠するため、146ヘクタールがレンタル可能な工場用地として残っている。ゾーンDはもともと経済特区のなかに居住する住民の移住先として開発を予定していたところに、工場が進出し、3ヘクタ

ールが貸し出されているので、残りは197ヘクタールである。合計すると、サワン＝セノ経済特区の用地は963ヘクタールが工場用地として今後貸し出すことができる。

パクセー・ジャパンSME専用経済特区はKM 14 点の400ヘクタール、km17地点の8ヘクタール、km19地点の193ヘクタールの610ヘクタールの用地があるが、10ヘクタールがレンタルされているため、591ヘクタールがレンタル可能用地として残る。

タケークSEZでは1,035の開発予定地のうち20ヘクタールに予約がはいつているので、1,015ヘクタールがレンタル可能用地として残る。

これら4つの経済特区の総面積は2,858ヘクタールとなるが、レンタル済みの面積を控除すると2,591ヘクタールが将来レンタル可能な面積となる。経済特区の総面積を工場用地にすることはできない。他国の工業団地の例からも、そのうちのおよそ20%に当たる用地は、管理棟や道路、下水施設、変電所、洪水調整池、並木、職業訓練センターなどに割り当てなければならないので、実質2,073ヘクタール(=2,591ha×0.8)が将来のレンタル可能面積となる。

工場の敷地面積は、どんな製品をどのような工法でどのくらい生産するかにもよるが、ラオスの経済特区では1工場あたり平均1ヘクタールの用地がレンタルされているので、2,073ヘクタールの面積に2,073社(=2,073ha÷1ha)が入居できることになる。筆者の今回の調査によれば、経済特区のなかで操業する日本企業は1社あたり平均278人を雇用している(図表7)ので、単純な計算であるとはいえ、2,073社で57万5,294人(=2,073×278人)のワーカーに雇用機会を提供できる。

図表 13 ラオスの製造業4経済特区

VITA SEZ			サワン＝セノSEZ			パクセー・ジャパン SME SEZ				タケークSEZ			総計= 1+2+3+4	
面積	リース済 面積	残り 面積	ゾ ン	面積	リース 済 面積	残り 面積	立地	面積	リース 済 面積	残り 面積	面積	リース済 面積		残り 面積
110	操業20社 予約26社 88 ha	22	A	305	税関 50ha	255	Km14	400	2社 3ha	397	1,035	予約20社 操業0社 20ha		
			B: 20 B1: 353	373	4社 8ha	365	Km 7	8	4社 6ha	2				
			C	234	53社 88ha	146	Km19	193	1社 1ha	192				
			D	200	1社 3ha	197								
110	88	(1) 22	合計	1,112	149	(2) 963		601	10	(3) 591	1,035	20	(4) 1,015	2,591
実質利用可能面積 (80%と仮定)						2,591ha×0.8□2,073ha								
1工場の用地						平均1ha								
最大受け入れ可能工場数						2,073ha÷1ha=2,073社								
特区内1工場平均ワーカー数						平均278人								
特区内における総雇用創出数						2,073社×278人=57万6,294人								
ラオス人不法・合法労働者inタイ						50万人以上								

(出所) 筆者作成

5. 終わりに

タイ労働省幹部によれば50万人以上のラオス人出稼ぎ労働者がタイで就業している。彼らは、必ずしもタイのラオスよりも高い賃金を目当てにタイへ出稼ぎに行っている訳ではなく、ラオスには彼らの雇用を吸収する機会が少ないから出稼ぎに行かざるを得ない。国家の大事は、国民に雇用を与えることにある。また毎年14~15万人の労働人口が市場に参入している(Laos' National Statistical Bureau [2016])。農業と国内企業への就職だけでは、現状の労働人口を吸収できていないのが事実である。

新しい投資奨励法が 2016 年の 10 月の国会で承認された。第 42 条には、「奨励分野」として「教育、保健、農林業、林産物加工業、イノベーションや高度技術を使用する産業、持続可能な観光業、その他の環境に優しいサービス産業」があげられているが、「製造業」が明記されていない。ラオス政府は、経済発展の初期段階にあるラオスにおいて労働集約的な製造業が軽視しているように思われる。第 42 条に「製造業」を追記するよう、在ラオス日本国大使館、JICA ならびに JETRO は、ラオス政府に再三提言してきたが、追記されなかった。技術レベルの未熟なラオスでは、当面の間、「イノベーションや高度技術を使用する産業」よりも「労働集約的な製造業」の重要性を再認識し、政策や法律に反映させていく必要があるのではないだろうか。

上記の分析からラオスの経済特区には2,000社以上の工場を誘致できる空間が広がる。ラオスはタイの港から700kmも離れていると、ラオスの立地の不利さが強調される一方で、タイとラオスの間を流れるメコン川には4本の国際橋が建設されて、ランドリンクによるコネクティビティーが大幅に改善されてきた。経済特区に外国企業を誘致するためには、ラオスの経済特区のインフラが今以上に整備され、経済特区の管理運営が改善されるとともに、教育や医療を含むソフトのインフラと道路や電力、水道などのハードのインフラの整備に加え、辺諸国に負けない投資奨励法と経済特区法の恩典が今後も継続されなくてはならない。

<参考文献>

1. Laos' National Statistical Bureau [2016], *Results of Population and Housing Census 2015*.
2. 鈴木基義編著『ラオスの社会・経済基盤』JICAラオス事務所発行。2008年7月。
3. 鈴木基義編著『ラオスの産業基盤』JICAラオス事務所発行。2008年7月。
4. Daisuke Hiratsuka, Keola Souknilanh & Motoyoshi Suzuki, "Chapter 7 Industrialization through vertical production networks: Can Laos Participate in Vertical Production Networks?" Daisuke Hiratsuka and Fukunari Kimura (Edited.), *East Asia's Economic Integration - Progress and Benefit -*, Macmillan. September 2008.
5. 鈴木基義『ラオス経済の基礎知識』日本貿易振興機構(JETRO)。2009年3月。
6. Motoyoshi Suzuki and Souknilanh Keola, "Perspective of Savan=Seno Special Economic Zone and Vientiane Industrial Park in the Lao PDR," Akifumi Kuchiki and Masatsugu Tsuji (Ed.), *Formation of Industrial Clusters in Asia and Regional Integration*. Institute of Developing Economies, JETRO, March 2009.
7. Motoyoshi Suzuki, "Sub-regionally Complementary Industrialization Policy for the Lao P.D.R.," Naoko Amakawa (Edited), *The Experience and Prospects of Late-Comer ASEAN Countries*, National University of Singapore. 2010.
8. Motoyoshi Suzuki, "Industrialization Strategy of Laos -Agglomeration and Fragmentation-," Ikuo Kuroiwa (Edited), *Plugging into Production Networks—Industrialization Strategy in Less Developed Southeast Asian Countries*, National University of Singapore Press. 2010. pp.115-145.
9. Motoyoshi Suzuki, Sheka Bangura & Alimamy Bangura (Eds.), *Poverty Reduction and*

10. Motoyoshi Suzuki, “Export Processing Zones and WTO SCM Agreement,” Akifumi Kuchiki and Masatsugu Tsuji (Ed.), *Industrial Clusters, Upgrading and Innovation in East Asia*. Edward-Elger Publishing Ltd. 2011. pp.73-87.
11. Motoyoshi Suzuki, “Case Study of Industrial Zones in Laos: Prospect of Vientiane Special Economic Zone,” Akifumi Kuchiki and Masatsugu Tsuji (Ed.), *Industrial Clusters, Upgrading and Innovation in East Asia*. Edward-Elger Publishing Ltd. 2011, pp.105-138.
12. 鈴木基義編著『変貌するラオスの社会と経済：現状と展望』JICAラオス事務所発行。2013年8月。
13. 鈴木基義編著『ラオスの開発と協力』JICAラオス事務所発行。2014年8月。
14. 鈴木基義「地域補完型でラオスは発展するータイ+ワン・チャイナ+ワンの進化」藤岡資正編著『日本企業のタイ+ワン戦略』同友館。2015年7月。 pp.71-93.
15. 鈴木基義[2016]「AECの成果は、国内問題」『日本物流新聞』8月10日。 p. 12.